

給実甲第 1 3 0 3 号

令和 4 年 7 月 1 日

人事院事務総長

給実甲第 2 8 号の一部改正について（通知）

給実甲第 2 8 号（一般職の職員の給与に関する法律の運用方針）の一部を下記のとおり改正したので、令和 4 年 7 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
第 1 条関係 第 1 項 「別に法律で定めるもの」とは、例えば次の職員又は給与をいう。 一～十 （略） （削る）	第 1 条関係 第 1 項 「別に法律で定めるもの」とは、例えば次の職員又は給与をいう。 一～十 （略） <u>十一 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリン</u>

<p><u>十一</u>～<u>十三</u> (略)</p>	<p><u>ピック競技大会特別措置法</u> <u>(平成27年法律第33号)</u> <u>第19条に規定する給与</u></p> <p><u>十二</u>～<u>十四</u> (略)</p>
--------------------------------	---

以 上